

令和 7 年度 介護職員等処遇改善加算に関する提出物について(相模原市)

(1) 提出期限等について

算定開始月	処遇改善計画書	体制届の提出要否	体制届の提出期限
令和 7 年 4 月・5 月	令和 7 年 4 月 15 日(火)まで	<b>【必要】</b> ・加算を新たに算定する場合 ・加算の区分を変更する場合 (※令和 6 年度中に処遇改善加算(V)を算定している場合を含む)	・令和 7 年 4 月 15 日(火)まで
		<b>【不要】</b> ・令和 6 年度中に処遇改善加算(I~IV)を算定しており、区分変更が生じない場合	
通常時	算定を開始する前々月の末日まで	<b>【必要】</b> ・加算を新たに算定する場合 ・加算の区分を変更する場合	<居宅系サービス・総合事業> ・算定を開始する月の前月 15 日まで
		<b>【不要】</b> ・既に算定している加算に区分変更が生じない場合	<施設系サービス((介護予防)短期入所・特定施設含む)> ・算定を開始する当月の 1 日まで

※体制届・・・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」

令和 7 年度 介護職員等処遇改善加算に関する提出物について(相模原市)

(2) 令和 7 年度介護職員等処遇改善加算に関する提出書類・添付書類

	様式名称	提出要否		提出期限
1	「介護職員等処遇改善計画書」 様式一式 別紙様式 2-1～2-2	【必須】 ※必ず令和 7 年度の最新様式をご利用ください。		<4 月及び 5 月に算定開始の場合> ・令和 7 年 4 月 15 日(火)  <6 月以降に算定開始の場合> ・算定を開始する前々月の末日まで
2	「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」	4 月及び 5 月に算定開始	【必須】 ・加算を新たに算定する場合 ・加算の区分を変更する場合 (※令和 6 年度中に処遇改善加算(V)を算定していた場合を含む)	令和 7 年 4 月 15 日(火)
			【不要】 ・令和 6 年度中に処遇改善加算(I～IV)を算定しており、区分変更が生じない場合	
		6 月以降に算定開始	【必須】	<居宅系サービス・総合事業> ・算定を開始する月の前月 15 日まで  <施設系サービス((介護予防)短期入所・特定施設含む)> ・算定を開始する当月の 1 日まで
3	「(郵送用)加算届管理表」 「返信用封筒」	提出専用フォーム(電子)	【不要】	
		郵送	【必須】	

令和7年度 介護職員等処遇改善加算に関する提出物について(相模原市)

(3) 変更に係る届出書

次の場合は「変更に係る届出書(別紙様式4)」を提出する必要があります。

「変更に係る届出書(別紙様式4)」の提出が必要となる事由	「変更に係る届出書(別紙様式4)」と合わせて提出が必要な様式	提出期限
① 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等により計画書の作成単位が変更となる場合	・計画書(別紙様式2-1)	<居宅系サービス・総合事業> 算定を開始する月の前月15日まで  <施設系サービス((介護予防)短期入所・特定施設含む)> 算定を開始する当月1日まで
② 対象事業所において、当該申請に係る事業所等に増減(新規指定、廃止等)があった場合	・計画書(別紙様式2-1、2-2)	
③ キャリアパス要件ⅠからⅢまでに關する適合状況に変更があり、区分変更が生じる場合	・計画書(別紙様式2-1~2-2)	
④ キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)に關する適合状況に変更があり、区分変更が生じる場合	・計画書(別紙様式2-1~2-2)	
⑤ 加算の区分に変更があった場合	・計画書(別紙様式2-1、2-2)	
⑥ 就業規則を改正(介護職員の処遇に關する内容に限る)した場合	※⑥の変更のみの場合は、当該年度の実績報告書を提出する際に、「変更に係る届出書(別紙様式4)」に⑥の概要を記載して提出すること。	実績報告書を提出する際に提出

※処遇改善計画書の内容(見込額、改善を行う給与項目、実施期間等)を変更した場合、変更に係る届出書(別紙様式4)の提出は不要。

ただし、変更する前に全ての介護職員に周知する必要あり。

令和7年度 介護職員等処遇改善加算に関する提出物について(相模原市)

(4) 特別な事情に係る届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く)を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、「特別な事情に係る届出書(別紙様式5)」により届出を提出する必要があります。

届出が必要な事項
① 新加算を算定している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字であり、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
② 職員の賃金水準の引下げ内容
③ 当該法人の経営及び職員の賃金水準の見込み
④ 職員の賃金水準を引下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等